機密性２　完全性２　可用性２

登　第　９　２　号
平成２３年２月３日

三重県司法書士会会長　殿
三重県土地家屋調査士会会長　殿

津地方法務局総務課長

津地方法務局首席登記官

建物図面及び各階平面図の写しの交付手数料について

平素は当局の登記行政等の運営について，格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて，登記簿の附属書類中，地積測量図，建物図面その他の図面の写しの交付制度が平成１３年４月１日から施行され，その手数料については，登記手数料令第２条第４項により，「登記簿の附属書類のうち土地所在図，地積測量図，地役権図面，建物図面又は各階平面図（以下「土地所在図等」という。）の全部又は一部の写し（土地所在図等が電磁的記録に記録されているときは，当該記録された情報の内容を証明した書面）の交付についての手数料は，１事件に関する図面につき５００円とする。」とされています。

例えば，既に建物図面又は各階平面図（以下「建物図面等」という。）が登記所に提出されている建物について，後日，附属建物の新築の登記が申請され，新築にかかる附属建物の建物図面等が提出された場合において，既に登記されている主たる建物等にかかる建物図面等と附属建物にかかる建物図面等とを併せて請求するときは，主たる建物にかかる建物図面等（１事件）と新たに提出された附属建物の建物図面等（１事件）は登記年月日が異なることから，２事件に関する図面の写しの交付となり，登記手数料は１，０００円となります。

つきましては，本取扱いについて貴会会員及び関係者に周知願いたく依頼申し上げます。